

産地パワーアップ事業入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、産地パワーアップ事業による施設整備工事、物品整備について、飯塚園飯塚稔が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札の基本的事項)

第2条 入札参加者は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書等について疑義があるときは、関係者の説明を求めることができる。

(入札辞退)

第3条 入札参加申請をした者は、入札を辞退するときは、次に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前には、入札辞退届（第1号様式）を持参して行うこと。
- (2) 入札執行中には、辞退届（第2号様式）を入札箱に投入して行うこと。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札)

第5条 入札書は、第3号様式により作成し、封印のうえ、表面に「イ第〇号 平成30年度産地パワーアップ事業 入札書在中」と明記し、裏面に入札参加者の住所氏名を記載して、公告に示した日時及び場所において入札箱に投入しなければならない。

- 2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(入札書の書換等の禁止)

第6条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第7条 指名競争入札において、入札辞退等により入札に参加しようとする者が1人の場合には、入札の執行を取りやめる。

- 2 入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。
- 3 開札前において天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期

し、若しくは取りやめることがある。

4 指名競争入札において、入札書を提出した者が1人のときは、当該入札は中止する。

(開札)

第8条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない者を立ち合わせる。

(入札の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ・ 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- ・ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ・ 所定の日時、場所に提出しない入札
- ・ 記名押印を欠く入札
- ・ 金額を訂正した入札
- ・ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ・ 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- ・ 同一事項の入札について、2以上の入札をした者の入札
- ・ 同一事項の入札について自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- ・ 同一事項の入札について2人以上の代理人をした者の入札
- ・ 前各号に定めるもののほか指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第10条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

2 前項の規定にかかわらず、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第11条 初度の入札に係る開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

- ・ 第9条第1号から第3号及び第7号から第11号までの規定に基づき無効とされた入札
- ・ 最低制限価格に達しない入札

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第12条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときはこれに代わって入札事務に関係のない本社社員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第13条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がないときはその旨を開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第14条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、飯塚園飯塚稔がやむを得ない理由があると認めた場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

(契約の確定)

第15条 契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

(異議の申立)

第16条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、契約書式及び現場についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(準用)

第17条 この規定は、随意契約について準用し、見積書は第4号様式により作成するものとする。